

岐阜県公報

第 千 八 百 五 十 二 号
平 成 十 九 年 六 月 十 二 日

(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県立看護大学条例施行規則の一部を改正する規則

(医 療 整 備 課) 四 六 五^{ペー}

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

(下 呂 農 林 事 務 所) 四 六 六

土地改良区の定款の変更認可

(同) 四 六 六

正 誤

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則中訂正

(保 健 医 療 課) 四 六 六

規 則

岐阜県立看護大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平 成 十 九 年 六 月 十 二 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県立看護大学条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立看護大学条例施行規則(平成十二年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の表を次のように改める。

専 攻	専 攻 課 程		入 学 定 員 名
	博 士 前 期 課 程	博 士 後 期 課 程	
看 護 学 専 攻	十 二 名	二 名	

4 第三条第二項中「大学院」を「博士前期課程」に改め、同条に次の一項を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年六月十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住居所

萩原町川地改良区 平成一九・三・三 理事 熊崎幸一 下呂市萩原町野上 五二二番地

同 同 同 熊井範夫 同 尾崎 三〇三九番地

同 同 同 熊崎徳雄 同 野上 九〇二番地二

同 同 同 熊崎治之 同 尾崎 六六〇番地一七

同 同 同 青木信永 同 同 二四五〇番地

同 同 同 熊崎孝之 同 同 一九七四番地

同 同 同 藤井佳夫 同 同 九五八番地四三九

同 同 同 今井勇 同 同 八〇二番地

同 同 同 青木則夫 同 下呂市萩原町野上 三九二番地二

同 同 同 松下豊三 同 尾崎 九九三番地

同 同 同 青木晃一 同 同 一一〇二番地一四

同 同 同 熊崎忠晴 同 下呂市萩原町野上 九九一番地

萩原町川地改良区 平成一九・四・一 理事 熊崎幸一 下呂市萩原町野上 五二二番地

同 同 同 熊崎徳雄 同 野上 九〇二番地二

同 同 同 熊崎治之 同 尾崎 六六〇番地一七

同 同 同 青木則夫 同 野上 三九二番地二

同 同 同 伊藤孝義 同 尾崎 三八八番地

同 同 同 大坪貞造 同 同 二四二三番地一

同 同 同 熊崎孝之 同 同 一九七四番地

同 同 同 藤井佳夫 同 同 九五八番地四三九

同 同 同 青木弘之 同 同 九五八番地三八二

同 同 同 青木達実 同 同 五七四番地

同 同 同 青木晃一 同 同 一一〇二番地一四

同 同 同 熊崎忠晴 同 下呂市萩原町野上 九九一番地

土地改良法の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月十二日 岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
萩原小坂連合土地改良区	平成一九・六・二二

正誤

(原稿誤り)

平成十八年九月二十九日号外(五) 岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(岐阜県規則第七十八号)二八頁上段後から七行目中「畑けたの畑田」は、「畑けた田の畑田」の誤り。

平成十九年六月十二日印刷
平成十九年六月十二日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)

